

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月15日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高石 利美

1. 調 達 内 容

- (1) 調達物品及び数量 複写機用紙及びプリンタ用紙 一式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 仕様書に記載する予定数量に対する総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に100分の10を加算した金額を切り捨てた金額）を100分の10未満も税見当分の10に相当する額を、その入札者（事業者）であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売」の業種「紙・紙加工品類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造、物品の販売及び役務の提供等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。）
- ① 直接交付
神奈川県横浜市新浦島町1-1-25
テクノウェイブ100ビル6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部契約課契約第2担当
電話 045-277-0210（内線2674）
FAX 045-277-0013
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「複写機用紙及びプリンタ用紙入札説明書
宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、
電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「複写機用紙及びプリンタ用紙入札説明書
メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メール
アドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX
送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年2月25日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質

をとりまどめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行
 うととも、に当機構のホームページにて公表することにより
 入札説明、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、
 同様に、対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個
 人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ
 害する当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答すること
 がある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年3月18日 10時00分
 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
 テクノウェイブ100ビル6階
 国立研究開発法人水産研究・教育機構本部会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年3月17日 17時00分
 3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②に該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

仕 様 書

1. 件 名： 複写機用紙及びプリンタ用紙
2. 概 要： 国立研究開発機構水産研究・教育機構（以下、「機構」という）及び国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「海洋機構」という）における業務用資料のコピー及びプリンタ等による業務用資料作成のため使用する。
3. 履行期間： 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）
4. 予定数量： 別紙のとおり
但し、記載の数量は令和3年度の発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこと。
5. 納入場所：
 - (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構 本部
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階
 - (2) 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
 - (3) 国立研究開発法人海洋研究開発機構 横須賀本部
神奈川県横須賀市夏島町2-15
 - (4) 国立研究開発法人海洋研究開発機構 横浜研究所
神奈川県横浜市金沢区昭和町3173-25
 - (5) 国立研究開発法人海洋研究開発機構 東京事務所
東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル23階
6. 仕 様：
 - (1) 用紙サイズ A3、A4、B4、B5
 - (2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）及びそれに基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）」（以下「基本方針」という。）における「コピー用紙」の「判断の基準」と「配慮事項」に則った物品であり、定める総合評価が80以上であること。ただし、古紙需給環境の影響により「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、機構並びに海洋機構担当者の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。
 - (3) 複写機及びレーザープリンターでの使用に対応していること。

(4) 機構及び海洋機構から要求された数量を要求部署へ納入すること。

(5) 月締めの納品書は発注ごとに重量を記載すること。

7. 納入について：

要求された数量を依頼日より1週間以内に、機構の場合は要求部署へ納入することとし、海洋機構の場合は指定部署へ納入すること。

8. 検 査：

指定部署の担当者の立会いの下、本仕様書の記載事項を満たしているかどうかの確認を行う。

9. そ の 他：

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、機構及び海洋機構と協議の上、決定すること。

各担当者は、次の通りとする。

国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部契約課 山本 麻由

国立研究開発法人海洋研究開発機構 総務部総務課 清水 葉子

10. 作 成 者：

国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部契約課 山田 元気

(別紙)

国立研究開発法人水産研究・教育機構 令和3年度使用見込み

(本部、水産資源研究所の合計)

サイズ	1箱あたりの数量	数量(箱)	枚数(枚)
A3	500枚×3冊	32	48,000
A4	500枚×5冊	1,180	2,950,000
B4	500枚×5冊	3	7,500
B5	500枚×5冊	1	2,500

国立研究開発法人海洋研究開発機構 令和3年度使用見込み

(横須賀本部、横浜研究所、東京事務所の合計)

サイズ	1箱あたりの数量	数量(箱)	枚数(枚)
A3	500枚×3冊	60	90,000
A4	500枚×5冊	1,110	2,775,000
B4	500枚×5冊	3	7,500
B5	500枚×5冊	2	5,000